

元号の変更に伴うレセプト等の請求の取扱いについて（訪問看護）

1 訪問看護療養費明細書の請求に係る事項

訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

2 再審査等請求に係る事項

「再審査申出書」及び「診療報酬明細書等取り下げ依頼書」において旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

3 重度心身障害者医療費助成事業に係る事項

「紙レセプト写し」及び「紙レセプト写し総括表」等の保険医療機関等提出様式において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

山梨県国民健康保険団体連合会
審査管理課 TEL055-223-2112